

第7回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 平成30年1月24日(水)午後1時50分
閉 会 平成30年1月24日(水)午後2時40分
場 所 市役所北庁舎3階第2会議室

2 会議録署名委員

- 14番 伊藤久夫 委員 15番 筒井敏彦 委員
17番 石坂脩 委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 朝倉泰則 委員 | 2番 千金楽千詠 委員 |
| 3番 田中繁 委員 | 4番 榎本重雄 委員 |
| 5番 志水清隆 委員 | 6番 戸塚孝 委員 |
| 7番 川辺初太郎 委員 | 8番 都築一 委員 |
| 9番 菊池伸明 委員 | 10番 小林茂 委員 |
| 11番 平田佳子 委員 | 12番 澤井泰造 委員 |
| 13番 田中仁志 委員 | 14番 伊藤久夫 委員 |
| 15番 筒井敏彦 委員 | 16番 河内邦男 委員 |
| 17番 石坂脩 委員 | 18番 松村良夫 委員 |
| | 20番 小牧直子 委員 |

4 欠席委員

- 19番 市川耕作 委員

5 議 長

- 17番 石坂脩 委員(会長)

6 事務局(説明員)

- 小柴靖也局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 樫澤有一事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 4 第2号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 5 第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 第5号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について
- 8 その他
 - (1) 平成29年度府中市農業振興褒賞式典の開催について
 - (2) 第59回東京都農業委員会・農業者大会の開催について
 - (3) 1月度活動報告について
 - (4) 次回以降の開催日
 - (5) その他

午後1時50分開会

○議長（石阪委員） 皆さんこんにちは、定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から、第7回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、年が明けてから、初めての総会です。

改めまして、委員の皆さま、今年もどうぞよろしく願いいたします。

一昨日は大変な雪になりましたが、ハウスを所有している方、被害はなかったでしょうか。（「なんとか大丈夫でしたの」の声）

最近は天気が極端なので、いろいろ大変でしょうが、常に危機管理を持ち農作業に励んでいただきたいと思います。

本日は、市川委員さんから所用により欠席との連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員についてですが、慣例により、議席の順番に指名させていただきます。よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、14番、伊藤委員さん、15番、筒井委員さんをお願いいたします。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から第1項第2項の説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は清水が丘〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、譲渡人は千葉市美浜区打瀬〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇〇、104平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成29年12月12日、転用の目的は専用住宅となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、平田委員さんをお願いしております。

第2項、譲り受け人は川崎市多摩区菅北浦〇の〇〇の〇〇、株式会社〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、多磨町〇の〇〇の〇、2, 946平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は平成29年12月28日、転用の目的は建売住宅22棟となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は都築委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、平田委員さん如何ですか。

○委員（平田委員） はい、現地をみてきました。当該地は更地になっており、業者の車が2、3台停っていました。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、都築委員さん如何ですか。

○委員（都築委員） はい、1月14日に現地をみてきました。少し荒れていましたが、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他にご質問等ございますか。（「異義なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願の件数は2件です。事務局から、第1項第2項の説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇〇、特例適用農地は、府中市小柳町〇の〇の〇、〇、〇、〇の〇の〇、〇〇、〇〇、〇の〇〇の〇、〇、〇、〇〇、〇の〇〇の〇、〇、〇の〇〇の〇、〇の合計15筆、畑と田を合せて6, 685平方メートル。

2ページに移りまして、第2項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、朝日町〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇〇〇、特例適用農地は、朝日町〇の〇の〇、〇の合計2筆、畑、746平方メートル。

3ページから5ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、

営農確約書で、6、7ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸塚委員さんをお願いしています。

8ページから10ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、11ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は都築委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第1項、戸塚委員さん如何ですか。

○委員（戸塚委員） はい、1月20日に確認してきました。当該地はいずれも良く耕作されています。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第2項、都築委員さん如何ですか。

○委員（都築委員） はい、1月14日に現地の確認にいったところ、良く耕作されていて問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他にご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項第2項については、証明することといたします。

次に、「第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明願の件数は2件です。事務局から、第1項第2項の説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、住吉町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、被申出者、主たる従事者、日新町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、買取り申出地は西原町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、畑、1,290平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、被申出者、主たる従事者、同所、〇〇〇〇、買取り申出地は紅葉丘〇の〇〇の〇、〇、合計2筆、畑、3,276平方メートルの内、1,896平方メートル。

2、3ページは〇〇氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、松村委員さんをお願いしております。

5、6ページは〇〇氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、7ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、戸塚委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、1月19日に現地の確認に行きました。当該地は長方形で良い形をしていて、南側には農作物は栽培されていませんが、きれいにしてありました。北側にはネギなど葉物が植えてありまして、肥培管理も概ね良好で、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、戸塚委員さん如何ですか。

○委員（都築委員） はい、1月20日に現地確認にいきました。いろいろな物が植えてある農地になっています。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他にご質問等ございますか。

○委員（田中繁委員） はい、第2項ですが、全体から生産緑地を引いた残りの1,380㎡は生産緑地ではないのですね。

○事務局（榎澤事務職員） はい、〇〇〇〇〇〇側の部分は当初から、指定から外してあります。〇〇〇〇〇側は、現在生産緑地になっているので、約590㎡を分筆し、そのまま生産緑地として維持する予定なので、買取り申出地から引いてあります。以上です。

○委員（田中繁委員） そうしますと、今回、死亡での買取り申請ですが、〇〇〇〇〇〇側に残した部分は、今と同じ理由での買取り申出が可能なのですか。

○事務局（榎澤事務職員） 可能ではありません。生産緑地を相続した方が耕作を継続する必要があります。

○議長（石阪委員） よろしいですか。他にありますか。

○委員（松村委員） はい、今回、部分的な買取り申請となっていますが、筆の一部の指定ということができるのですか。

○事務局（榎澤事務職員） はい、今は、原則、分筆して筆ごとに指定するようにしていますが、平成4年当時はこのようなケースもあるようです。

○議長（石阪委員） よろしいですか。他にご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項第2項は証明することにいたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は2件です。事務局から第1項第2項の説明をお願いします。
○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成26年12月26日から平成29年12月17日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、西府町○の○○の○、○○○、土地の所在は四谷○の○○の○○、○○の○、○、○○、○○、○の○○の○から○、○、○、○○、○○の合計14筆、田、3,323平方メートル。

第2項、次の者が平成27年1月9日から平成30年1月8日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、府中市四谷○の○○の○、○○○○、土地の所在は四谷○の○○の○から○、○の○○の○、○、○、○○の○、○の○○の○、○から○、○○の○、○の合計19筆、田と畑を合せて、5,437平方メートル。

2ページから6ページは○○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、各種野菜を生産しております。

7ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、松村委員さんをお願いしております。

8ページからから11ページは○○○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、各種野菜を生産しております。

12ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となり、その連絡の際に、現地確認に行った結果、肥培管理も良好で問題はない、との報告をいただいております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、こちらも1月19日に確認してまいりました。案内図を見ていただくと分かりますが、真ん中に用水が入ってしまっていて、左側は現在田んぼで稲を刈り取った後で、右側は里芋、玉ネギ等が植えてありました。肥培管理も大変良好で、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項は、事務局から説明があった通りです。

他に、ご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項第2項は証明することといたします。

次に、「第5号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について」を議題とします。

本日は、公園緑地課職員の方が議題の説明のため、出席しておりますので、説明をお願いいたします。

○公園緑地課（宮本係長） はい、会長、第5号議題の説明に入る前に、本日、公園緑地課長が同席しておりますので、新年のご挨拶をさせていただきます。

○公園緑地課（角倉課長） はい、改めまして公園緑地課の角倉でございます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

冒頭、少しご説明をさせていただきたいことがございます。

前回、10月に開催しました当該農業委員会総会で説明をしましたが、その際に、今後、生産緑地の指定面積を300平方メートルにしていまいりたいとお話をさせていただきました。12月市議会定例会に新たな生産緑地の条例、府中市生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条例を上程させていただき、ご審議をいただきました。今回、指定要件が500平方メートルから300平方メートルに緩和した当該条例が12月28日付けで制定されたところでございます。

従いまして、今後、指定面積が300平方メートル以上との規定になることから、私どもと農業委員会事務局とで、皆さま方のご協力をいただきながら、地域の方々のところに伺いまして、ご説明をさせていただく機会を設けさせていただく所存でございます。その時はどうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、生産緑地法の改正の件でございますが、新たに特定生産緑地という制度が出来まして、そちらへの乗せ変えのやり方や時期など説明をさせていただきたいと考えております。このことは、議会からも対象の方々への周知やご理解を賜うように丁寧に説明してほしいとのご意見もいただいております。われわれもそのようにしたいと考えておりますので、引き続き皆様のお力添えを賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○公園緑地課（宮本係長） お時間をいただきまして、ありがとうございました。

それでは第5号議題、府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更案につきまして、ご説明させていただきます。

現在、生産緑地の削除をするにあたり、都市計画変更の準備を進めております。

府中都市計画生産緑地地区の変更案を説明する前に、これまでの経過と今後の予定をご説明いたします。

削除につきましては、昨年6月から12月末までに制限解除があったものを対象として、変更案を作成しております。

今後の予定としましては、1月下旬に東京都協議の手続き、その後公告、縦覧を行い、本年5月に予定されております府中市都市計画審議会に付議する予定でございます。

つきましては、本日も説明する内容は、縦覧前のものとなり、お配りしております図面は、本委員会終了後回収させていただきますので、ご了承ください。

それでは、府中都市計画生産緑地地区の変更案の詳細について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。全体の概要でございます。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の面積は、約97.76ヘクタールになります。

第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となるのは9件で、面積は約7,580平方メートルです。

続きまして、2ページをご覧ください。

新旧対照表と変更概要となっております。

下段の表「変更概要」をご覧ください。全体の生産緑地地区の件数は、458件から455件で3件の減、面積は、約98.5ヘクタールから約97.76ヘクタールとなり、約0.74ヘクタールの減となります。

続きまして、変更となる個々の地区について、担当より計画図にてご説明いたします。

○公園緑地課（曾田事務職員） はじめに、3ページの計画図、右下の凡例をご覧ください。

計画図の表示は、緑の縦縞の部分が既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となっております。又、図は上が北となっております。

それでは、図面中央をご覧ください。

番号34、地区名朝日町、紅葉丘第3公園の南側で、第二中学校の北側に位置し、平成29年9月20日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約1,020平方メートルを削除するものです。

続きまして、4ページをご覧ください。

次に、図面左側をご覧ください。

番号126、地区名押立町、中央自動車道の南側、押立町公園の南西側に位置し、平成29年3月28日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約1,450平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面右側をご覧ください。

番号136、地区名押立町、押立宮の前公園の東側に位置し、平成29年9月4日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約380平方メートルを削除するものです。

続きまして、5ページをご覧ください。

次に、図面左側をご覧ください。

番号148、地区名小柳町、小柳保育所の北西側で、小田分前田公園の東側に位置し、平成29年5月24日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約700平方メートルを削除するものです。

次に、図面中央をご覧ください。

番号155、地区名小柳町、市立府中第九中学校の南側、鶴代橋の北側で、西武鉄道多摩川線の東側に位置し、平成29年4月25日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約860平方メートルを削除するものです。

次に、図面中央をご覧ください。

番号571、地区名小柳町、市立府中第九中学校の北西側で、溝合公園の北側に位置し、平成29年4月25日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,050平方メートルを削除するものです。

続きまして、6ページをご覧ください。

次に、図面中央下側をご覧ください。

番号308、地区名南町、南町第3公園の北側、下河原通りの西側に位置し、平成29年7月21日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,340平方メートルを削除するものです。

次に、図面中央北側をご覧ください。

番号551、地区名南町、あかしあの森公園の南東側で下河原通りの西側に位置し、平成29年7月21日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたも

ので、地区の全部、約670平方メートルを削除するものです。

続きまして、7ページをご覧ください。

次に、図面中央をご覧ください。

番号520、地区名白糸台、白糸台通りの西側で、国道20号甲州街道の南側に位置し、平成26年9月23日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約110平方メートルを削除するものです。

以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。

○委員（田中繁委員） はい、先ほど12月28日に300平方メートルにすることが議決されたということですが、すでに施行されているのですか。

○公園緑地課（角倉課長） はい、条例としては12月28日に制定ということになっていますので、現時点では300平方メートルになっています。ただし、内容については丁寧に説明する必要があると認識しています。例えば1人で300平方メートル以上の場合もあれば、隣接している3人合わせると300平方メートル以上になる場合でも指定のできるようになりますので、説明の機会を設けさせていただきたいと思っております。

○委員（田中繁委員） なぜ今の質問をしたかということ、資料の中に新たに番号が付されているが、面積が430平方メートルなので、従来は道ずれ解除になると思われる場所がありましたので、聞きました。

○公園緑地課（宮本係長） はい、委員さんのおっしゃるとおり、ここは隣の生産緑地が解除となってしまう、従来ですと道ずれ解除になるところでしたが、条例が施行されたことにより生産緑地を継続できたものです。ただし、番号は新しい番号を付してあります。以上です。

○議長（石坂委員） よろしいですか。説明会はいつごろを予定していますか。

○公園緑地課（宮本係長） 説明会ですが、今、他市の情報を収集しておりまして、2月終わりか3月ぐらいを予定しております。今回、指定面積が500平方メートルから300平方メートルに緩和されましたので、毎年5月末までの生産緑地の追加申請の前までには皆さま方にご説明をしたいと考えております。

○議長（石坂委員） 他に質問ありますか。

○委員（田中繁委員） その説明会には課税部門は来ますか。

○公園緑地課（宮本係長） 今回の説明は面積要件が緩和され対象が広がりましたので、主にその説明をして追加申請に間に合うようにしたいと考えております。申し訳ありませんが、課税については未定の部分が多く、情報が入り次第、改めて説明をするのがよいのかなと思っています。説明会で税関係の質問が出た場合は、持ち帰って、後日回答することになると思います。

○委員（田中繁委員） 説明会では特定生産緑地の話も出ると思うので、どうしても課税の話になると思います。特定生産緑地と生産緑地とでは税金はどうなるのかとかいろいろな話が出ると思います。そうすると課税部門がないと正確な答えが出来ないと思います。

○公園緑地課（角倉課長） はい、先ほど係長も説明しましたが、税制大綱ではいろいろ謳われておりますが、これから国会等々で審議され決まってくると思われます。それがどのタイミングになるか不透明ですので、課税部門と連携を取りながら、はっきりした段階でご説明をするのが良いと考えております。ちなみに、昨年の税制大綱の関係を議会にお諮りしたのが6月議会だったと記憶をしておりますので、もう少し時間がかかると思われますが、最新の情報をどこかの段階で、なるべく早く情報提供をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員（田中繁委員） 税制の問題は、現在生産緑地の指定を受けている方に十分説明をしていただきたいと思います。このように決まりましたから、これでやりますとかいうとかなりの反発が出ると思われますので、よろしくお願いします。

○公園緑地課（宮本係長） はい、特定生産緑地は平成30年4月から始まりますが、府中市の場合は、最初の生産緑地の指定が平成4年10月28日となっております。そうしますと平成34年10月28日で30年が経過します。そこが一種の分岐点になると思われ、それまでに従来の生産緑地のままで行くか、特定生産緑地に乗り換えるか決める必要がございます。そしてそれは皆さまの財産に大きく影響しますので、1年前とか2年前から、ご家族でよく考えて決められるように情報提供したいと考えております。

○委員（田中繁委員） 平成4年の指定の時は、確か申請期限まで半年ぐらいしかなく、家族で相談する時間もなく判断し、申請した記憶がありますので、そのようなことがないように、十分期間を取るとともに正確な情報の提供をしていただきますようよろしくお願いします。

○議長（石阪委員） 是非とも委員さんの意見を踏まえて対応していただきますよ

うよろしく申し上げます。他にございますか。よろしいですか。

それでは、本件については了承することといたします。ここで、公園緑地課職員が退席しますので、少々お待ちください。

(公園緑地課職員退席)

○議長(石阪委員) それでは、会議を再開します。8「その他」に入ります。

(1)「平成29年度府中市農業振興褒賞式典の開催について」の説明を事務局から申し上げます。

○事務局(加藤主査) はい、会長、それでは、資料ナンバー1をご覧ください。

平成29年度府中市農業振興褒賞式典の開催についてでございますが、本年度は2月14日、水曜日午後1時30分から4時、場所は府中の森芸術劇場、平成の間、内容としては第1部、褒賞式、第2部、認定農業者認定証交付式、第3部、講演会という例年と同様な形で開催いたします。講演会につきましては生産緑地法の改正についてをテーマに東京都農業会議職員の方をお願いしています。

それでは、2枚目をお開きください。式典での皆様の役割分担の表となっております。またお手伝いをさせていただくことから集合時間を1時にさせていただいております。皆さまの役割はお名前の横に記載してあります。また受賞対象者の方はお客さまということから、役割分担から除いております。

次に、資料2枚目の裏面をご覧ください。皆さまの担当の内容、待機場所等を記載してありますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長(石阪委員) はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。(…)

それでは当日よろしく申し上げます。

次に、(2)「第59回東京都農業委員会・農業者大会の開催について」の説明を事務局から申し上げます。

○事務局(佐伯事務職員) はい、会長、それでは、資料2をご覧ください。

第59回東京都農業委員会、農業者大会が2月22日、木曜日の午後1時から瑞穂町スカイホールの「大ホール」で開催されますので、多くの方々の参加をお願いします。

当日は市で大型バスを用意させていただきますので、ご利用ください。

裏面に記載した集合場所に10時50分までに昼食を済ませてからお集まり下さいますよう申し上げます。欠席の方は前日までに、必ず事務局まで、ご連絡をお願いします。なお、大会では5に記載されている4名の方が表彰されます。以上です。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

次に（３）「１月度活動報告について」及び（４）の「次回の開催」を続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（佐伯事務職員） はい、会長、 それでは、１月分の活動報告をさせていただきます。資料ナンバー３をご覧ください。

前回の農業委員会総会が１２月２１日に開催され、農地法の４条の届出が１件、５条の届出が１件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が６件、その他を審議していただきました。

１月に入りまして、４日には、大國魂神社参集殿で新年賀詞交歓会がおこなわれ、会長ほか数名の委員さんが出席されました。

１０日には、北多摩地区の農業委員会連合会の理事会と懇親会が立川市で開催され、石阪会長と小柴局長が出席しました。

１７日には、東京都農業会議、第１０回常設審議委員会が新宿で開催され、石阪会長が出席されました。

また、この日の夜は農業簿記講習会が開催され、８名の方が参加されました。

次に資料ナンバーはありませんが、東京都農業会議より３０年度の日程表が来ていますのでお配りいたしました。１月１６日現在ですので、今後変更もありますのでご承知おきください。

最後に、次回の総会の予定ですが、２月は２３日、金曜日、午後２時から 第５会議室となります。また、３月は２３日、金曜日を予定しています。以上です

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。

○委員（河内委員） はい、せっかく３０年度の日程表を配っていただきましたので、去年の７月から委員さんになった方もいらっしゃって、分からないこともあると思うので、委員全員が関係する会議がどれになるか、今、分かる範囲で教えてください。

○事務局（小柴事務局長） はい、８月２日の農業委員・推進委員研修会、１０月３０日の農業委員会活動推進フォーラム、来年２月２２日の第６０回農業委員会・農業者大会が皆さんに関係すると思われます。まだ変更になることも考えられるので、随時ご連絡を差し上げますので、よろしくをお願いします。

○議長（石阪委員） はい、他にございますか。（…）

ないようですので、次に、（５）の「その他」になりますが、委員さんから何かあ

りますか。(…)

よろしいですか。それでは、事務局からありますか。

○事務局(小柴事務局長) はい、会長、お手元に農業委員会総会開催日についてということで茶封筒の中にアンケートを入れ、お配りしています。これは、前回の総会で開催日のご意見をいただきましたので、皆さまのご意見を集約するために行うものです。丸を付ける程度ですが、ご記入いただいたものを、2月14日の褒賞式典当日に回収させていただきたいと存じます。よろしくをお願いします。

○議長(石坂委員) はい、ありがとうございました。

それでは、アンケートは2月14日の褒賞式典当日に回収いたしますので、よろしくをお願いします。

それでは、他にないようなので、本日の議事はすべて終了となります。

これにて、「第7回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後2時40分閉会